

# 扶桑町地域公共交通計画策定業務 技術提案書提出に係るプロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく「地域公共交通計画」を策定するために、町民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・評価した上で、本町における地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通計画を策定するために必要な目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定、目標と達成するために行う事業及びその実施主体等を検討し、計画書のとりまとめを行うことを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

扶桑町地域公共交通計画策定業務

### (2) 業務の内容

別紙「扶桑町地域公共交通計画策定業務仕様書」のとおり

### (3) 委託期間（契約期間）

令和4年度業務：契約締結の日から令和5年3月31日

令和5年度業務：契約締結の日から令和6年3月31日

※各年度の契約締結日は補助金交付後を予定している。

### (4) 提案上限額

令和4年度：7,832千円

令和5年度：4,312千円

合計：12,144千円（消費税等相当額は含む。）

## 3 参加資格者

このプロポーザルは、公募型プロポーザルとし、以下のすべての条件を満たすこと。

(1) 扶桑町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 扶桑町競争入札参加資格停止措置要領による資格停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に該当しないこと。

(4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、扶桑町が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の

決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（7）愛知県内において過去5年間（平成29年度～令和3年度）に、地方公共団体、又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条で定める協議会発注の地域公共交通網形成計画又は地域公共交通計画に係る業務の請負実績があること。

#### 4 実施スケジュール

内容	期日
公募の開始	令和4年6月22日（水）
質問書の受付	令和4年6月22日（水）～29日（水）
質問に対する回答	令和4年7月1日（金）
提案書等の受付	令和4年7月4日（月）～19日（火）
書類審査可否通知（応募者多数により書類審査を実施する場合のみ）	令和4年7月22日（金）
プレゼンテーションの実施	令和4年7月29日（金）
評価結果の通知及び結果発表（扶桑町ホームページ内）	令和4年8月1日（月）

#### 5 審査方式

##### （1）公募型プロポーザル方式

審査については、プロポーザル審査委員会を設置し、審査を行う。

##### （2）提案書の提出方法

###### ア 提出期間

令和4年7月4日（月）9時から令和4年7月19日（火）17時まで（土、日、祝日を除く）

###### イ 提出書類

① 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）

② 事業所（会社）概要（様式2）

③ 業務受託実績（様式3）

※受託実績を証明する書類（契約書、又はテクリス）の写しを正本のみ添付すること。

④ 業務実施体制（様式4）

⑤ 管理技術者の実績等（様式5-1）

⑥ 担当者の実績等（様式5-2）

※配置予定者の健康保険証、実績を証明する書類（テクリス、管理技術者届、又は業務計画書等）の写しを正本のみ添付すること。

同種業務とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画作成業務と言う。

- ⑦ 業務スケジュール（任意様式）
- ⑧ 実施方針（任意様式）
- ⑨ 本町の地域特性と公共交通の現状把握（任意様式）
- ⑩ 各種ニーズ調査の実施と分析手法
- ⑪ 地域公共交通計画の策定ポイント
- ⑫ 参考見積書

※2か年に分けて作成すること

#### ウ 用紙及びフォントサイズ等

- ・⑦はA3又はA4の縦又は横で1枚まで
- ・⑧から⑪の合計で10頁以内
- ・文字サイズは10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。ただし、図表の文字についてはこれによらない。
- ・片面印刷とし、余白は綴じ代として左側に最低20mm確保すること。

#### (3) 提出場所

扶桑町役場総務部政策調整課（扶桑町大字高雄字天道330）

#### (4) 提出方法

持参又は書留郵便

#### (5) 提出部数

紙媒体：13部

電子媒体：1部(CD-R)

#### (6) その他

##### ア 失格要件

以下の項目に該当する場合は失格とする。

(ア) 提出した技術提案書に過不足がある場合

(イ) 提出期限を超えて技術提案書を提出した場合

(ウ) 技術提案書の内容に虚偽のあった場合

(エ) 見積書の内容が上限を超えている場合

(オ) 公募型プロポーザル参加申込書を提出した者が審査委員又は本業務委託に関し不当に接触を求めた場合

(カ) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合

##### イ 応募提案の返還について

提出された技術提案書については、プロポーザル終了後も返却しないものとする。

##### ウ 著作権に関する考え方について

技術提案書に関する著作権については、提案各社に帰属するものとする。ただし、受注した技術提案書及び委託成果品の著作権については、本町に帰属するものとする。

##### エ その他留意事項

技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提案書の負担とする。

## 6 技術提案書の評価基準等

(1) 提案の評価項目及び配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		配点	配点				
				A	B	C	D	E
業務実績	過去5年間 (H29～R3) に愛知県内の地方公共団体等発注の地域公共交通計画等作成に係る請負実績 (③業務受託実績より評価)		10	5件以上	4件	3件	2件	1件
予定技術者の	管理技術者	技術者が有する資格 (⑤管理技術者の実績等より評価)	5	技術士 (都市及び地方計画)	-	RCCM (都市及び地方計画)	-	左記以外
		管理技術者として担当した同種業務実績数 (⑤管理技術者の実績等より評価)	10	5件以上	4件	3件	2件	1件
経験及び能力	担当者	管理技術者又は担当者として担当した同種業務実績数 (⑥担当者の実績等より評価)	10	5件以上	4件	3件	2件	1件
		担当者の従事体制 (④業務実施体制より評価)	5	3名以上	-	2名	-	2名未満
実施方針	業務の目的及び内容について理解されているか (⑧実施方針より評価)		5	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	効率的な実施手順について記載されているか (⑧実施方針より評価)		5	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	業務スケジュールは適切か (⑦業務スケジュールより評価)		5	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
技術提案	本町の地域特性と公共交通の現状把握に関する提案 (⑨より評価)		10	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	各種ニーズ調査の実施と分析手法に関する提案 (⑩より評価)		10	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	地域公共交通計画の策定ポイントに関する提案 (⑪より評価)		20	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	円滑に業務遂行が可能な業務知識、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力を備え、論理的で分かり易い説明か		20	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
参考見積	内容の合理性		10	最低見積価格/提案者見積価格×配点				
合計			125 / 125					

※得点の高い順に、第1位を最優秀者、第2位を次点者とする。

## (2) 評価点数

評点	評価係数
A	配点×5/5
B	配点×4/5
C	配点×3/5
D	配点×2/5
E	配点×1/5

※評価係数を乗じた点数は少数第2位を四捨五入

## 7 質問書の受付・回答

### (1) 質問

#### ア 様式

質問は文書（A4・任意様式）により行うものとする。

#### イ 受付期間

令和4年6月22日（水）9時から令和4年6月29日（水）17時まで

#### ウ 提出場所

扶桑町役場総務部政策調整課

TEL 0587-93-1111

E-mail seisaku\_sc@town.fuso.lg.jp

#### エ 提出方法

メールにより提出し、送信後必ず着信確認を電話にて行うこと。

### (2) 回答

質問と回答は、令和4年7月1日（金）にホームページで公表する。

### (3) その他

受付時間外の質問及び指定した提出方法以外の質問は一切受け付けられないものとする。

## 8 技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

### (1) 期日

令和4年7月29日（金）※時間は後日連絡

### (2) 場所

扶桑町役場（扶桑町大字高雄字天道330）

2階大会議室 ※控室は2階第5会議室

### (3) 実施方法及び留意事項

ア 提案時間は技術提案書の説明20分、質疑応答10分とする。

イ 技術提案書の説明は原則として管理技術者が行うこと。出席者は管理技術者を含め3名以内とすること。

ウ 順番は技術提案書の提出順に行う。

エ 資料は原則としてあらかじめ提出した技術提案書のみで行うこと。ただし、プロジェクターの使用は可とする。なお、町で用意するものはスクリーンだけで、それ以外の機材については、提案者が準備すること。（その際の準備時間は提案時間を含めない。）

## 9 審査結果の通知

- (1) プロポーザルの結果については、すべての参加者に対して文書で通知する。
- (2) 評価基準により得点の高い順に、第1位を最優秀者、第2位を次点者とする。
- (3) 提案者の提出が1件だった場合、評価基準の点数の合計の6割の得点があればその者を最優秀者とする。

## 10 その他

### (1) 提出後の変更の禁止

提案書に記載した内容は提出後の変更は認めない。また、提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。

ただし、病気休暇、志望、退職等やむを得ない理由により、これを変更する場合は、市が認める当該担当者と同等以上の者でなければならない。